

甲府市プール衛生管理指導要綱

平成31年3月29日

福第14号

(目的)

第1 この要綱は、市内のプールにおける衛生水準を確保するため、プールの施設基準等を定め、この基準に適合するよう指導することにより、公衆衛生の向上及び安全の確保等に寄与することを目的とする。

(対象)

第2 この要綱において「プール」とは、貯水槽を設けて多数人に水泳させる施設のうち、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校の設置するプール以外のものをいう。

2 この要綱による施設基準、維持管理基準及び水質基準の適用は、すべてのプールを対象とする。

なお、プールの安全に関しては、プールの安全標準指針(平成19年3月文部科学省及び国土交通省策定)によるものとする。

(届出等)

第3 プール(貯水槽の容量が100立方メートル以上のものに限る。以下、この条から第4条までにおいて同じ。)を設置しようとする者は、30日前までにプール設置届出書(第1号様式)を、市長に提出するものとする。

2 プールを経営する者(以下「経営者」という。)は、毎年(通年使用のプールにあっては、毎年1月1日を使用開始日とする。)使用しようとする日の10日前までに、プール使用開始届出書(第2号様式)を市長に提出するものとする。

3 プールを設置しようとする者若しくは設置した者(以下「設置者」という。)又は経営者は、第1項又は第2項の規定により届け出た事項のうち、構造設備の変更をしようとするときは30日前までに、届出者の住所若しくは氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名)、プールの名称又は別表第2に掲げる管理責任者若しくは衛生管理者を変更したときは、10日以内にプール変更届出書(第3号様式)を市長に提出するものとする。

4 経営者は、プールの経営をプール使用期間中に1か月以上休止するとき、休止後再開するとき、又は廃止するときは、当該日の10日前までにプール休止・再開・廃止届出書(第4号様式)を市長に提出するものとする。

5 市長は、第1項から第3項までの届出があった場合は、その届出に係るプールが第5条又は第6条に定める基準に適合しているかどうかを事前に審査し、適合していないと認めるときは、設置者又は経営者に当該プールを第5条又は第6条に定める基準に適合させるように改善指導するものとする。

(監視指導等)

第4 市長は、第3条第2項により届出のあったプールの監視指導を随時行い、当該プールが第5条から第7条までに定める基準（以下「基準」という。）に適合しないと認めるときは、設置者又は経営者に報告を求め、又は当該プールを基準に適合させるよう改善を指導するものとする。

(施設基準)

第5 プールの施設基準については、別表第1のとおりとする。

(維持管理基準)

第6 プールの維持管理基準については、別表第2のとおりとする。

(水質基準)

第7 プールの水質基準については、別表第3のとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に山梨県プール維持管理指導要綱（平成6年4月1日施行。以下「県要綱」という。）第3条第1項の規定により知事に届出をした者は、この要綱の第3条第1項の規定により市長に届出をしたものとみなす。

3 県要綱附則第2項の規定により知事に届出がなされているとみなされたプールについては、県要綱附則第3項の規定を適用する。

4 この要綱の施行の際現に県要綱第3条第2項、第3項又は第4項の規定による届出をしている者は、この要綱の第3条第2項、第3項又は第4項の規定による届出をしたものとみなす。

別表第1 施設基準

1 プール設備

(1) プール本体

不浸透性材料を用い、給排水及び清掃が容易にでき、かつ、周囲から汚水が流入しない構造設備とすること。

また、利用者の見やすい場所に水深を明示すること。

(2) 給水設備

給水管が飲料水の配管と同系統の場合は、プール水の逆流防止のため、吐水口空間を設ける等の措置を講ずること。

また、常に新規補給水量及び時間当たり循環水量を把握できるよう専用の量水器等を設けること。

(3) 消毒設備

ア プール水の消毒は、原則として塩素又は塩素剤等の消毒剤の連続注入によるものとし、かつ、プール水中の遊離残留塩素濃度（二酸化塩素を消毒に用いる場合は二酸化塩素濃度。以下同じ。）が均一になるように、注入口数及び注入位置を調整するとともに、有効な消毒効果が得られるような設備を設けること。なお、液体塩素等の消毒剤を安全に保管でき、かつ、これによる危害の発生を防止できる構造設備とすること。

イ 二酸化塩素を消毒に用いる場合は、プールの敷地内に設置された装置から発生する二酸化塩素を連続注入する方式のものを使用すること。

ウ オゾン発生装置は、オゾン注入位置がろ過器又は活性炭吸着装置の前にある方式のものを使用すること。

(4) 浄化設備

ア プールには、原則として消毒設備のほかに、循環ろ過式等の浄化設備を設けること。

イ 浄化設備は、プール本体の水の容量に循環水量を加えた全容量に対し少なくとも1時間当たり6分の1（夜間、浄化設備を停止するプールにあつては、1時間当たり4分の1）の処理能力を有し、遊泳者数のピーク時においても浄化の目的が達せられるよう十分な能力を有すること。

ウ 取水口等は、できるだけプール水の水質を均一にできる位置に設けること。

エ 循環ろ過装置の処理水質は、その出口における濁度が、0.5度以下であること（0.1度以下が望ましいこと。）。また、循環ろ過装置の出口に検査のための採栓又は測定装置を設けること。

(5) オーバーフロー水再利用設備

ア オーバーフロー水を再利用する場合は、オーバーフロー水に排水、床洗浄水等の汚水が混入しない構造とすること。

イ 唾液やたんを遊泳中に処理するためのオーバーフロー溝を設けている場合であつて、そのオーバーフロー水を再利用するときは、当該オーバーフロー水の循環系

統に十分な能力を有する専用の浄化設備を設けること。

(6) 適用除外

温泉水を原水として利用するプールであって、常時清浄な用水が流入し清浄度を保つことができる構造である場合は、(3)及び(4)の規定の一部を適用しないことができること。

2 付帯設備

(1) 更衣室

男女を区別し、双方及び外部から見通しのできない構造とし、利用者の衣類等を安全かつ衛生的に保管する設備を設けること。

(2) 洗浄設備

ア シャワー等の洗浄設備を設けること。

イ 洗浄設備は、更衣室及び便所からプール本体に至る途中に設置し、かつ通過式洗浄設備とする等によりプール利用者が遊泳前に効果的に洗浄できる構造設備とすること。

ウ 洗浄に使用した水は、容易に排水ができる構造とすること。

エ 洗浄に使用した水は、原則として、プール水として再利用する構造としないこと。

(3) 便所

ア 男女別に利用者数に応じた必要な数を設置すること。

イ 床は不浸透性材料を用い、かつ、水洗式で衛生的管理が容易に行える構造設備とし、専用の手洗いを設けること。

(4) うがい設備、洗面設備、洗眼設備及び上り用シャワー

飲用に適する水を十分に供給できるものを遊泳者の利用に便利な位置に必要な数を設置すること。

(5) くずかご

適当な場所に必要な数を備えること。

(6) 照明設備

屋内プール又は夜間使用する屋外プールは、水面及びプールサイドの照度が100ルクス以上になるよう照明設備を設けること。

(7) 換気設備

屋内プールは、空気中の二酸化炭素の含有率を0.1パーセント以下に保つことができる能力を有する換気設備を設けること。

また、効果的な換気ができるよう、吸気の取入口及び排気口の位置についても適切な配慮をすること。

(8) 消毒剤等資材保管管理設備

プールの維持管理に用いる消毒剤及び測定機器その他必要な資材を適切に保管管理するための施錠可能な設備を設けること。

(9) 採暖室及び採暖槽

プールに付帯して採暖室及び採暖槽を設ける場合は、衛生的な管理ができ、かつ、衛生的に使用できる構造設備とすること。

別表第2 維持管理基準

1 管理責任者及び衛生管理者

- (1) プールにおける安全で衛生的な維持管理及び運営を確保するため、管理責任者を置くこと。
- (2) プールにおける衛生的な維持管理の実務を行わせるため、衛生管理者を置くこと。
- (3) 衛生管理者は、プールにおける安全及び衛生に関する知識及び技能を有する者を充てること。
- (4) プールの規模等の実情に応じ、管理責任者と衛生管理者とを同一の者が兼ねることができること。

2 プール水の管理

- (1) プール水は、常に消毒を行うこと。また、遊離残留塩素濃度がプール内で均一になるよう管理すること。
- (2) 浮遊物等汚染物質を除去することにより、プール水を別表第3の水質基準に定める水質に保つこと。
また、新規補給水量及び時間当たり循環水量を常に把握すること。
- (3) プール水の温度は、原則として摂氏22度以上とすることとし、プール内で均一になるよう配慮すること。
- (4) プール水の水質検査は、遊離残留塩素濃度については、少なくとも毎日午前中1回以上及び午後2回以上の測定（このうち1回は、利用者数のピーク時に測定することが望ましいこと。）を、水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌及び一般細菌については、毎月1回以上の測定を、総トリハロメタンについては、毎年1回以上の測定（通年営業又は夏期営業のプールにあっては6月から9月までの時期、それ以外の時期に営業するプールにあっては水温が高めの時期とすること。）を行うこととし、これらの測定は定期的に行うこと。

利用者が多数である場合等汚染負荷量が大きい場合には、水質検査の回数を適宜増やすこと。

- (5) (4)の水質検査の結果が、別表第3の1の基準に適合していない場合には、以下の措置を講ずること。

ア 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、一般細菌又は総トリハロメタンが基準値に適合しない場合は、補水、換水、循環ろ過の改善その他の方法により速やかに改善を図ること。

一般細菌及び総トリハロメタンについては、特に塩素剤の濃度の管理にも十分留意すること。

イ 遊離残留塩素濃度が0.4 mg/Lを下回った場合は、遊泳を一時中止し、塩素剤を追加するなどにより遊離残留塩素濃度を0.4 mg/L以上としてから遊泳を再開すること。

ウ 大腸菌が検出された場合は、速やかに遊離残留塩素濃度を測定し、濃度が0.4 mg/Lを下回った場合には、イの措置を講ずること。また、0.4 mg/L以上であつ

た場合には、大腸菌の由来等を検討し、ろ過の改善等必要な措置を講ずること。

エ 二酸化塩素を消毒に用いる場合のイ及びウの適用については、「塩素剤」を「二酸化塩素」と、「0.4 mg/L」を「0.1 mg/L」と読み替えるものとする。

この場合において二酸化塩素濃度が0.4 mg/Lを超えたとき又は亜塩素酸濃度が1.2 mg/Lを超えたときは、二酸化塩素の注入量の調整や補水等によって速やかに改善を図ること。

(6) プール水の水質検査の採水は、長方形のプールにあつてはプールの対角線上におけるほぼ等間隔の位置3箇所以上の水面下20センチメートルの地点及び循環ろ過装置の取入口付近において行い、長方形以外のプールにあつては長方形のプールに準じ、形状に応じて適切な地点を選んで行うこと。

3 プール設備、付帯設備及びその他の設備の維持管理

(1) プール設備、付帯設備及びその他の設備は、常に清潔で、かつ、使用に適する状態に維持すること。

(2) 入替え式プールは、少なくとも5日に1回はプール水の全量を入れ替えること。

なお、利用の状況によっては、できるだけこれより短い期間ごとに入れ替えるように努めること。

また、換水するときは、汚染物を換水後のプールに移行させないよう必ず清掃するとともに、日頃から藻の発生防止に努めること。

(3) 期間を定めて使用するプールにあつては、使用する期間の開始前及び終了後、十分な清掃、設備の点検及び整備を行い、年間を通じて使用するプールにあつては、随時、清掃及び設備の点検整備を行うとともに、必要に応じ水抜き清掃を行うこと。

(4) プールサイド、更衣室(ロッカーを含む。)、便所その他の利用者が使用する設備は、毎日1回以上清掃するとともに随時点検を行うこと。

(5) 他の薬剤と混和しないよう、プールに使用する消毒剤を適切に管理するとともに、その使用量及び使用方法是適正に管理すること。消毒に液体塩素を用いる場合は、塩素ガスの漏出等による危害を生ずるおそれがないよう適切に管理すること。

(6) 浄化設備は原則として1日中運転し、ろ材の洗浄又は交換を随時行うこと。浄化設備が運転時間内で浄化の目的を達成できる能力を有しており、夜間やむを得ず運転を停止する場合等にあつては、水質検査等を適宜行うことにより、水質の状況変化を詳細に把握すること。

循環ろ過装置の出口の濁度の検査を行うことにより、浄化設備が正常に稼働していることを確認すること。

消毒設備は、少なくともプールの使用時間中は運転すること。

(7) プール水の循環系統は随時清掃し、常に清浄を保つこと。

また、新規補給水量を常に把握し、新規補給水と循環水の割合に注意すること。オーバーフロー水を再利用する場合には、十分な浄化及び消毒を行うこと。

(8) シャワー水に用いる洗浄水については、利用者の快適かつ効果的な洗浄に供するため、温水を使用する等、洗浄水の温度をできるだけ適温とする措置を講ずること。

(9) プール水、シャワー水等の排水に当たっては、環境保全に十分配慮すること。

(10) 屋内プールにおける空気中の二酸化炭素の含有率は、0.15パーセントを超えないこと。

また、少なくとも2月に1回は、定期的に測定を行うこと。

空気中の二酸化炭素の含有率の測定方法は、施設内の適切な場所を選び、床上75cm以上、150cm以下の位置において検知管方式による二酸化炭素検定器又はこれと同等以上の性能を有する測定器を用いて行うこと。

なお、施設の構造及び規模に応じて測定点を増やすこと。

また、基準に適合しているか否かの判定は、測定日における使用開始時から中間時、中間時から使用終了時の適切な2時点において測定し、その平均値をもって行うこと。

(11) 消毒剤、遊離残留塩素濃度の測定に用いる試薬及び測定機器等は、経時変化や温度による影響など考慮して適切に管理し、その機能の維持等について十分留意すること。

(12) プールの利用時間終了後は、直ちにプール設備及び付帯設備を点検し、衣類の残留その他の異常の有無を確認するとともに、人や動物がみだりに立ち入らないような措置を講ずること。

(13) 気泡浴槽、採暖槽等の設備その他のエアロゾルを発生させやすい設備又は、水温が比較的高めの設備がある場合は、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」（平成13年9月11日付け健衛発第95号厚生労働省健康局生活衛生課長）等を参考にして、適切に管理すること。

その設備の中の水については、レジオネラ属菌の検査を年1回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認すること。

レジオネラ属菌の検査方法は、冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法のいずれかによること。

4 利用の管理

(1) 遊泳を通じて人から人に感染させるおそれのある感染症にかかっている者、泥酔者、単独で遊泳が困難な者で付添人のない者及び他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあることが明らかである者には、遊泳をさせないこと。

(2) 水質の維持管理等の参考とするため、利用者数を常に把握すること。

(3) 遊泳前にシャワー等による身体の洗浄を十分に行わせること。また、排便等によりプールサイドを離れた場合も同様とすること。

(4) 唾液やたんを遊泳中に処理するためのオーバーフロー溝を設けている場合を除き、オーバーフロー水に唾液やたんを吐かせないこと。

(5) 他の利用者に危害を及ぼし、又はプールを汚染するおそれのあるもの（動物を含む。）をプール及びプールサイドに持ち込ませないこと。

(6) 遊泳者等の衣類及び携帯物が安全かつ衛生的に保管できるよう留意すること。

5 その他

(1) プール管理日誌（第5号様式）を作成し、利用時間、気温又は室温、水温、新規補給水量、水質検査結果、設備の点検及び整備の状況、利用者数、事故の状況等を記録し、これを3年以上保管すること。

(2) プールに起因する疾病等が発生した場合は、直ちに市長に通報し、その指示に従う

こと。

また、事故発生時には直ちに関係機関に通報するとともに速やかに市長に報告すること。

- (3) 水着その他直接肌に接するもので遊泳者に貸与するものは、あらかじめ消毒し、清潔にしておくこと。

また、不特定多数の者が使用するものについても、必要な衛生的管理を行うこと。

- (4) 緊急時に備えて従業者への教育及び訓練を行うとともに、緊急時の連絡先、搬送方法、連携する医療機関等を定めたマニュアルを作成し、全ての従業者に周知を徹底すること。

別表第3 水質基準

1 水質基準

- (1) 水素イオン濃度は、PH 値が5.8以上8.6以下であること。
- (2) 濁度は、2度以下であること。
- (3) 過マンガン酸カリウム消費量は、12 mg/L以下であること。
- (4) 遊離残留塩素濃度は、0.4 mg/L以上であること。また、1.0 mg/L以下であることが望ましいこと。
- (5) 塩素消毒に代えて二酸化塩素による消毒を行う場合にあつては、二酸化塩素濃度は、0.1 mg/L以上0.4 mg/L以下であること。また、亜塩素酸濃度は、1.2 mg/L以下であること。
- (6) 大腸菌は、検出されないこと。
- (7) 一般細菌は、200 CFU/mL以下であること。
- (8) 総トリハロメタンは、暫定目標値としておおむね0.2 mg/L以下が望ましいこと。

2 水質基準に係る検査方法

- (1) 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、一般細菌及び総トリハロメタンの測定は、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に定める検査方法若しくは上水試験方法（日本水道協会編）又はこれらと同等以上の精度を有する検査方法によること。
- (2) 遊離残留塩素濃度、二酸化塩素濃度及び亜塩素酸濃度の測定は、ジエチル-p-フェニレンジアミン法（DPD法）又はこれと同等以上の精度を有する検査方法によること。
- (3) 大腸菌の測定は、水質基準に関する省令に定める検査方法によること。

3 その他

- (1) オゾン処理又は紫外線処理を塩素消毒に併用する場合にも、この表の1の(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに定める基準を適用するものであること。
- (2) 温泉水を原水として利用するプールであつて、常時清浄な用水が流入し清浄度を保つことができる場合には、この表の1の(4)及び(5)に定める基準を適用しないことができること。
- (3) 原水である温泉水の性状によっては、この表の1の(1)から(5)まで、(7)及び(8)に定める基準の一部を適用しないことができること。